

## 首都圏からの移住推進&就職先マッチング支援事業 業務委託公募型プロポーザル審査募集要領

### 1 事業の目的と背景

- (1) 県南地域は首都圏へ距離的に近くアクセスに恵まれているが、県外への人口流出が続いており、地域の担い手不足が顕在化している。この課題に対応するため、県及び市町村が連携して移住推進に取り組んでいるところである。しかし、全国各地で同様の取組が行われていることから、移住者を獲得する状況には至っていない。
- (2) 移住にあたっては、移住先で理想の仕事を見付けられるかが移住先決定の重要な要素の一つである。県南地域は製造業を中心に多数の事業所が存在し、かつ人手不足で正社員の求人を出す企業が多いという特性がある。この特性を活かし、首都圏から地方暮らしをしたい・地元に戻りたいと考えている層を県南地域に呼び込むため、移住希望者へ就職に関する情報を効果的に発信し、理想の仕事を見つけるためのマッチング支援を実施することで、就職や転職を切り口とした移住者の増加を図る。
- (3) また一方で、コロナ禍を背景に浸透したテレワークや副業などの多様な働き方を望む層や、若い世代を中心に仕事よりもプライベートを重視するなどの価値観の変化により、あえて非正規社員や時短勤務といった多様な働き方を求める動きが増えてきているが、多くの中小企業は、こうした新しい働き方や価値観に対応した採用が大企業に比べて遅れており、求職者の希望とミスマッチが生じ、応募・採用に繋がっていない。このような多様な働き方を求める求職者のニーズに応え、求職者・企業のそれぞれのニーズのマッチングを行うことで、首都圏等から県南地域への転職・就職をきっかけとした移住者の増加を図り、地域経済の活性化につなげていく。

### 2 業務委託概要

#### (1) 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

#### (2) 見積限度額

14,883,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 3 委託内容

別紙仕様書（案）のとおり

### 4 企画提案書の審査及び委託候補者の選定方法

#### (1) 選定方式：公募型企画プロポーザル方式

##### ア 書面審査（1次審査）

- ・期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、2次審査におけるプレゼンテーション対象者（上位3社程度）を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が3社程度の場合は、書面審査（1次審査）の実施を省略し、下記の2次審査へ移行するものとする。

イ プレゼンテーション審査（2次審査）

- ・1次審査で選定された対象者から、提出書類等によるプレゼンテーションを受けて、本業務に最も優れた提案者を選定する。

(2) 企画提案書に盛り込む内容（提案課題等）

ア 移住・転職希望者に向けた情報発信

- ・専用ウェブサイト「しらかわで正社員 働いて、住んで幸せ 100 倍！」をリニューアルし、より訴求効果の高い内容とするため、掲載内容の充実や、利用者の興味を引くためのタイトルおよびレイアウト等の工夫ポイントなどを提案すること。
- ・参画企業数増加に向けて、管内の中小企業に対する事業周知及び理解促進、参加意欲の喚起のための取組について、具体的な手法を提案すること。
- ・専用ウェブサイトへ誘導するために情報発信を行う媒体やその媒体を選定した理由、実施回数、想定される効果（閲覧数等）について、提案すること。

イ 移住・転職希望者と企業とのマッチング支援

- ・求職者が企業に直接コンタクトを取るために、上記ウェブサイト内にオンラインを活用した面談・見学システムのスキームおよび内容を提案すること。

ウ 中小企業の採用力強化に向けた支援

- ・企業向けノウハウセミナーのテーマ設定や講師の選定、集客方法等について提案すること。
- ・多様な働き方に取り組む企業の開拓とモデル事例の創出にあたり、選定企業への支援方法や体制等について提案すること。
- ・モデル事例をとおして得られた成果や特徴に関する情報発信の内容や方法について提案すること。

エ 業務実施体制

- ・責任者、人員配置計画、役割分担、連絡体制等、過去の実績（県事業や類似事業など）等。

オ 業務実施スケジュール

- ・想定される年度スケジュールを表で示すこと。

カ 費用見積書

- ・委託内容の費目ごとの内訳が分かるように記載し、費用の総額について見積もること。

5 プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

- ない者であること。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、又はその支店又は若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) プロポーザル実施日前3年間に於ける団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (8) 都道府県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 関係法令の手続等を遵守していること。
- (11) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (12) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## 6 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和5年5月12日（金）
質問受付	令和5年5月12日（金）～5月22日（月）

質問回答	令和5年5月24日（水）17時まで
参加表明書提出期限	令和5年5月26日（金）17時まで
参加資格審査結果通知	令和5年5月29日（月）以降
企画提案書提出期限	令和5年6月5日（月）17時まで
書面審査（1次）の実施・結果の通知	令和5年6月6日（火）
プレゼンテーションの実施	令和5年6月8日（木）
審査結果発表及び通知	令和5年6月9日（金）以降
契約締結	令和5年6月9日（金）～

## 7 質問書の受付

### (1) 受付期間

令和5年5月12日（金）～5月22日（月）17時（必着）まで

### (2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、メールまたはFAXで、事務局へ提出してください。電話による質問には応じません。

※必ず着信確認を行うこと。

### (3) 提出先

下記14のとおり

### (4) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和5年5月24日（水）17時までに県南地方振興局ホームページに掲載します。

なお、質問社名は公表しません。

## 8 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を下記期限までに提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

### (1) 提出期限

令和5年5月26日（金）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

持参、郵送又はFAXとします。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時

※郵送の場合は、5月26日（金）必着で送付してください。到着しない場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き、受け付けません。

※FAXの場合は、必ず着信確認を行うこと。

### (3) 提出先

下記 14 のとおり

## 9 参加資格の審査

プロポーザル参加予定者の参加資格要件の適否を確認後、令和 5 年 5 月 29 日（月）以降に「参加資格確認通知書（第 3 号様式）」により通知します。

なお、上記 4（1）アの書面審査（1 次審査）の実施を省略する場合は、その旨も併せて通知します。

## 10 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第 2 号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を下記期限までに提出してください。

### (1) 提出期限

令和 5 年 6 月 5 日（月）17 時まで（必着）

### (2) 提出方法

郵送又は持参とします。

※郵送の場合は、6 月 5 日（月）必着で送付してください。到着しない場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き、受け付けません。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。

月曜日～金曜日（祝日を除く）の 8 時 30 分～17 時

### (3) 提出先

下記 14 のとおり

### (4) 提出書類

ア 企画提案書 8 部 任意様式（A 4 判）

※仕様書（案）に対応する提案内容及び見積（総額及び内訳）、スケジュール、実施体制について、必ず盛り込むこと。

イ 会社概要 1 部 第 4 号様式

ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書  
1 部 第 5 号様式

## 11 プレゼンテーション審査（2 次審査）

### (1) 審査会

ア 開催日時 令和 5 年 6 月 8 日（木） 予定

※プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とします。詳細な時間は、参加者が決定次第、通知します。

イ 開催方法

- ・オンラインにより実施します。
- ・出席者は、1 社 2 名以内とします。
- ・内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とします。
- ・説明時間は 15 分、質疑時間は約 10 分、計 25 分程度を予定しています。

## (2) 審査方法

各社からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。（審査基準は次のとおり）

## (3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
企画力	15	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画内容が事業趣旨と合致しているか。</li><li>・目的が十分に達せられる効果的な事業提案内容となっているか。</li></ul>
移住・転職希望者に向けた情報発信	30	<ul style="list-style-type: none"><li>・専用ウェブサイトのリニューアルにあたり掲載内容やタイトル、およびレイアウト等は、有用かつ具体的な提案となっているか。</li><li>・中小企業に対する事業周知及び理解促進、意欲喚起のための取組について、有用かつ具体的な提案となっているか。</li><li>・専用ウェブサイトに誘導するために情報発信を行う媒体やその媒体を選定した理由、実施回数、想定される効果（閲覧数等）について、有用かつ具体的な提案となっているか。</li></ul>
移住・転職希望者と企業とのマッチング支援	15	<ul style="list-style-type: none"><li>・専用ホームページ内に設ける求職者が企業にコンタクトを取るためのオンライン面談・見学システムについて、有用かつ具体的な提案となっているか。</li></ul>
中小企業の採用力強化に向けた支援	30	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業向けノウハウセミナーのテーマ設定や講師の選定、集客方法等について、有用かつ具体的な提案となっているか。</li><li>・多様な働き方に取り組む企業の開拓とモデル事例の創出にあたり、選定企業への支援方法や体制等について、有用かつ具体的な提案となっているか。</li><li>・モデル事例をとおして得られた成果や特徴に関する情報発信の内容や方法について、有用かつ具体的な提案となっているか。</li></ul>

審査項目	配点	評価基準
作業スケジュール 業務実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な業務実施体制となっているか。</li> <li>・ 適切なスケジュールとなっているか。</li> </ul>

#### (4) 評価方法

- ・ 審査項目毎に評価点を付します。
- ・ 評価基準は以下のとおりとします。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

#### (5) 業務委託予定者の選定

- ① 各審査委員が評価点の合計得点を算出します。
- ② 審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。
- ③ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者（単独随契約の予定者）とします。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が7割以上であることを条件とします。

#### (6) 審査結果の通知・公表等

##### ア 審査結果

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、業務委託予定者名を県南地方振興局ホームページにて公表します。

##### イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求書（様式第6号）を事務局に提出することにより求めることができます。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知します。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とします。

## 12 契約等

### (1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、具体的な手法については、業務委託予定者の選定後、企画提案書の提案内容を反映して決定し、仕様書を作成します。

## (2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

## (3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

## (4) 権利

本成果品の著作権は、福島県に帰属します。

## (5) その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

## 13 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- イ 参加資格がない者が提出した企画提案書
- ウ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- エ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

### (2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

### (3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

### (4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

### (5) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。



エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

#### 14 事務局・書類提出先

福島県県南地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課

担当：渡邊

住所 〒961-0971 福島県白河市昭和町269

電話 0248(23)1546 FAX 0248(23)1509

Mail [kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp)

【参考】地方自治法施行令第167条の4より抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。